

平成五年度就学義務猶予免除者の 中学校卒業程度認定試験の実施について

この認定試験は、文部省が毎年一回実施するもので、病気などやむを得ない事由のために、義務教育諸学校に就学することができず、保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために行う試験で、合格した者には高等学校の入学資格を与えるものです。

1 受験資格
(1) 就学義務猶予免除である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成六年三月三十一日までに

- 満十五歳以上になる者。
(2) 保護者が尋常小学校又は国民学校に就学させる義務を猶予又は免除された者。
(3) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、義務教育諸学校を卒業できなかった者で、就学させる義務の猶予又は免除を受けることができる事由に相当する事由があったと文部大臣が認め

2 願書の受付

八月九日(月)から九月八日(水)ま

で、県教育庁高等学校教育課で受け付けます。

3 試験期日
十一月十二日(金)

4 試験場
福島県庁東分庁舎 五〇三

5 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

その他詳しくは、左記へお問い合わせください。

〒960 福島市杉妻町二一十六

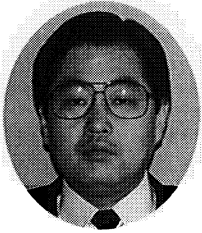
福島県教育庁高等学校教育課

中学校卒業程度認定試験係

電話(三三)一三二二 内線五七三

教育雑感

渡部文一



チャイム

M・I・Tのレクター・サロー教授の最近の論文の中で、日米の産業を比較したものがあります。その中の教育関連で、日本の産業の繁栄の一つのファクターとして、九九に象徴される、正確

な暗記力を中心とした、日本の初等教育を大変評価しております。自動車産業を例にあげて、正確でスピーディーな作業を、根気よく継続出来る大量の労働力を供給してきたという事です。

私はこの論文を読んで、一つの真理を感じると共に、危機感を覚えたのも事実です。戦後の日本社会の様に、産業等の経済復興という明白な目的がある場合においては、合理的な教育も必須であると思えますが、最近の我が国の社会情勢を考えると、今教育に求められるものは、社会や企業の新しい航路を開拓出来る総合的な力を蓄積した人材の育成にあるのではないでしょう

私は現在の日本の教育の理想は、皮肉にもサロー教授が絶賛した、今迄の日本の初等教育の対極にある様に思います。

子供たちが、各教育課程において、如何に多くの知識を得るかという事も必要ではありますが、自分自身で混沌と実在するカオスを、如何に整理し、知識を自分にとって、より意味のある存在にしていこうかという戦いの方が、一層大事な時代だと思えます。科学技術の著しい発展と共に、世界はより短縮化し、又複雑化し、人類の生存そのものが問われなければならない時代である事を、いろいろな教育の場においても認識を深めなければならないと思えます。

(公津酒造株式会社専務)

郡山会館のご利用を！(公立学校共済組合から)

郡山会館利用の場合

公立学校共済組合・教職員互助会からの助成があります。

●利用助成の額

宿泊	1人	4,000円
会議	会議室使用料の半額	
会食	1人	1,000円
婚礼	1組	100,000円

その他、組合員の特典がございます。

(Tel 0249-23-7172)

郡山会館は、教職員の福利厚生施設として、今年で満十四年を迎えました。この間、組合員の皆様には、「宿泊」「会議」「宴会」「婚礼」「レストラン」と幅広くご利用をいただきありがとうございます。

交通至便な福島県の中心地郡山市に位置し、「宿泊」部門では、観光の拠点として、県内外の組合員の皆様に広くご利用いただいております。昨年度は、「宴会」部門とも合せて、過去最高の利用を記録いたしました。

しかしながら、「婚礼」部門では、同業者間の競争の激化などにより、これまで最低の組数となつてしまいました。これに歯止めをかけるため、サービスの改善や四月から新たに、婚礼紹介による報奨制度を設けるなど、職員一丸となつて努力いたしております。

これを機会に、皆様のますますのご利用をお願いいたします。また、四季を通して各種のイベントも企画しておりますので、お気軽にお問い合わせください。